

そらの子ども会案内

2022年1月吉日

会長 青木 侑介

平素より、そらの子ども会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
次年度以降のそらの子ども会についてご案内させていただきます。
この度新たに運営方法を決定させていただきましたので、ご理解いただいた上で、
改めて子ども会入会申し込みを受付させていただきます。（入会方法は、3月頃
別途お知らせいたします）

【そらの子ども会とは】

- ・そらの子ども会は、子どもたちにイベントで楽しんでもらうこと、思い出作りを大切にし、一緒にご参加いただく保護者の方も楽しめるような企画・運営を行っています。
- ・そらの子ども会は全年齢の子どもを対象とし、イベントを中心にを行います。
- ・子どもたちにイベントの企画・運営に参加してもらいます。
- ・イベント内容は、お祭り、ハロウィンイベント、スポーツイベントなどを行います。

【会則・役員】

- ・会則を別紙の通り作成しました。
- ・2022年度の役員を募集します。
子ども会役員（お手伝い）として、一緒に楽しくイベントの企画・運営をしましょう。
役員に関しては、当番制ではなく、立候補制とさせていただきます。
イベント内容によっては、当日イベントのお手伝いをお願いする場合がありますので
その際は可能な限りご協力をよろしくお願いいたします。
- ・そらの子ども会は、石内東自治会と協力して運営いたします。

【子ども会連合会、子ども会安全共済会】

- ・佐伯区子ども会連合会及び子ども会安全共済会（保険）に加入いたします。
イベント開催時は多くの子どもたちが集まります。イベントを行う上で安全面には
十分配慮して行っていますが、万が一のケガ等に対応するための保険に加入します。
子ども会安全共済会へ加入費用は、年間1人150円です。
ただし、3歳未満の子どもが加入する場合は、保護者も加入が必要です。
保護者の方も年間1人150円です。（氏名と年齢が必要です）
詳細は、別紙の通りです。
- ・五月が丘子ども会との関係性ですが、別組織として活動を行っています。
（佐伯区連合会会長及び五月が丘子ども会会長承諾済み）
- ・佐伯区子ども会連合会からは助成金等を受けない形の加入となりますので、八幡川
リバーマラソンや区民祭り等への手伝い派遣はありません。

続く

【年間運営費】

- ・年間運営費は、1人1500円（保険代を含む）
年間運営費は、イベント開催に伴う景品代や雑費に使用します。
イベント内容に応じて、参加費を徴収する場合があります。
集金方法に関しては、別途案内いたします。

【補助金の申請】

- ・子どもたちの思い出作りのため、広島市へまると元気地域コミュニティ活性化補助金の申請を行います。

【今後のスケジュールについて】

- 1月下旬 案内文の配信及び質問の募集
- 2月下旬 質問の回答を配信
- 3月上旬 入会申し込み案内を配信（詳細は別途お知らせします。）
- 3月31日 入会申し込み締め切り
- 4月以降 イベントの案内&イベント実施

- ・申し込み締め切りまでの案内は、ピタゴラ連絡網にてお知らせさせていただいた後、詳細については、石内東自治会ホームページへ掲載いたします。

- ・イベント開催の案内については、ピタゴラ連絡網にてお知らせいたします。

この案内文を読んでいただき、2022年度の子ども会役員及び不明点について、質問を募集いたします。

子ども会役員希望及びご質問のある方は、2月12日（土）までに下記のメールアドレスまでお願いいたします。

soranokodomokai@gmail.com

担当 そらの子ども会会長 青木

案内は以上です。
最後まで読んでいただきまして、ありがとうございました。

そらの子ども会 会長 青木

そらの子ども会 会則

第1条（名称）

この会は、「そらの子ども会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、子どもたちの交流を図るとともに、自分にできることに自ら取り組むことのできる心や、仲間と協力することの大切さを学ぶことを目的とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、会長宅に置く。

第4条（区域）

本会の区域は、広島市佐伯区石内東地区とする。

第5条（構成員）

1. 本会の区域内に住所を有する住人で構成される。
2. 転入・転出等に伴う加入・脱退については、随時可能とする。

第6条（活動）

年間を通して、イベントを開催する。

第7条（役員）

- （1） 会長 1名 （本会のすべてのことをまとめます。）
- （2） 副会長 1名 （会長の補佐を行います。）
- （3） 会計 1名 （本会のお金の管理を行います。）
- （4） 監査 1名 （本会の会計帳簿及び領収書等の証拠書類を監査します。）
- （5） 運営 数名 （本会の活動の企画等を行います。）

第8条（選任）

役員は、役員会において選任する。

第9条（任期）

役員の任期は、1年とする。再選することもできる。

第10条（財務）

1. 活動に必要な資金は、構成員からの子ども会費を充てるものとする。
2. 資金については会計が適正に管理を行い、定期に監査の閲覧を受けるものとする。

第11条（改正）

この会則は役員会において過半数の同意をもって改正することができる。

第12条（設立年月日）

本会の設立年月日は、令和4年1月5日とする。

第13条（規則施行日）

本会則は、令和4年1月5日より施行する。

全国子ども会安全共済会のご案内

—令和3年度—

ご加入の前に必ずお読みください(共済約款ほか抜粋)

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者)に限り又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の乳幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父又は親族(満20才以上)が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金
 - ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
 - ②被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき
- (2)後遺障害共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき
- (3)医療共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を利用した医療費総額の30% (支払限度額50万円)

5. 共済金を支払わない主な場合(死亡、後遺障害、医療)

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
 - ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
 - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
 - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (ア)法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - (イ)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - (ウ)自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
 - ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
 - ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
 - ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる特性による事故
 - ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫⑪以外の放射性照射又は放射能汚染
 - ⑬喘息・蕁麻疹の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・蕁麻疹の持病
 - ⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
 - ⑮安全共済会に加入している保護者、祖父又は親族(満20才以上)の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

(2)当会は、医学的他見解があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。

(3)当会は、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他見解のないものに対しては、その症状の原因がいかんときでも、共済金を支払いません。
(注)いわゆるむちうち症をいいます。

(4)医療共済金を支払わない場合

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合
- ④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

6. 共済期間

令和3年4月1日0時より令和4年3月31日24時までの1年間。
(期間の途中で加入することもできます。)

7. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円(10月1日以降の加入は40円)。
※共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8. 共済契約者

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織の代表者とする。
- ②都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織がない場合は、都道府県(指定都市)子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者とする。
- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村(区)子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。
- ④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連の事務局代表者

9. 契約者の加入手続き(4月1日加入の場合)

—4月2日以後の加入については、当会ホームページにてご確認ください—

- (1)共済契約者(市区町村子連)は、令和3年3月31日までに所定の「共済契約申込書」所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。
- (2)次の書類を令和3年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。
 - ①契約者申込書
 - ②加入申込書・加入者名簿
 - ③年間行事計画書
- (3)共済契約者(市区町村子連)は、令和3年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

10. 万一事故が発生した場合

- (1)事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生時の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。
- (2)共済金の請求
 - ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することが出来るものとします。
 - (ア)死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (イ)後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - (ウ)医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。
 - ③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

「全国子ども会安全共済会」にご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本行に記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益
社団
法人

全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル
TEL 03-5319-1741 内線 FAX 03-5319-1744
http://www.kodomo-kai.or.jp E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp